

福島県立視覚支援学校の部活動についての方針

令和5年度

1. 方針について

- (1) 国の「運動部・文化部活動指導のガイドライン」及び福島県教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」を参酌し活動します。
- (2) 生徒の自主的、自発的な活動となるよう生徒の多彩なニーズや意見を把握し、一人一人が意欲的に取り組める運営を目指します。
- (3) 各顧問が各部活動の年間活動計画を作成・配布し、保護者生徒が見通しを持てる活動にします。
- (4) 適切な指導や事故防止を徹底します。

2. 活動について

- (1) 活動時間について（準備、片付けを除く）
 - ・ 平日の練習時間は原則2時間程度とします。
 - ・ 休日の練習時間は原則3時間程度とします。※ただし、個人の自主的な活動については含めません。
- (2) 休養日について
 - ・ 平日は原則として週2日以上休養日を設定します。
 - ・ 休業日は原則として休養日とします。
 - ・ 定期考査など試験等がある場合は、試験開始の1週間前から部活動は原則休みとなります。

3. その他

- (1) 顧問不在時や学校行事等で、急に日程等が変更になる場合があることをご承知おきください。
- (2) 部活動に関するお問い合わせは、教頭までご連絡ください。
(TEL : 024-534-2574)